

は　じ　め　に

この報告は、大阪府環境基本条例第10条の規定により、平成15年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関する本府が講じた施策を、平成14年3月に策定した「大阪21世紀の環境総合計画」（以下「環境総合計画」という。）の施策体系に沿ってとりまとめたものです。

大阪府域の環境の状況について、大気質ではこれまでから二酸化硫黄や一酸化炭素は環境基準を達成していましたが、15年度は初めて浮遊粒子状物質で100%達成するとともに、二酸化窒素についても一般環境測定局で初めて100%達成しました。河川水質でも鉛、カドミウムなどの健康項目については環境基準をほぼ達成しています。しかし、自動車排出ガスによる窒素酸化物や、生活系の排水が主な原因とされる河川や海域の有機物汚染（BOD・COD）は、いずれも改善の傾向にあるものの、環境基準を達成できていない地域が残っています。さらに、廃棄物の不適正処理件数の増加、有害化学物質による土壤汚染の顕在化、地球温暖化やヒートアイランド現象など事業活動だけでなく私たちの日常生活も原因となる環境問題の深刻化など、その解決に向けて新たな制度づくりが必要となるものや各主体における一人ひとりの行動が重要となる課題が増えています。

こういった状況に対応するため、平成15年度においては、放置自動車の適正な処理に関する条例の制定や循環型社会形成推進条例の完全施行など環境保全のための制度の充実の他、いわゆる規制・指導や一般的な啓発活動に加え、NPOや関係団体との連携による取り組みや事業者の自主的な環境活動の推進など環境総合計画で対象とした4つの基本方向（循環、健康、共生・魅力、参加）に沿ったさまざまな施策を実施しました。

また、府は、環境総合計画を実効あるものにするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や府内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、計画の適切な進行管理を行っています。

本報告では、主な環境の状況と平成15年度に講じた施策のうち重点分野の取り組みを中心に記載し、豊かな環境の保全と創造に関するすべての施策・事業の決算額は＜巻末資料＞に一覧表でまとめて記載しています。